

いきいき福祉 熊本市社協だより すまいる 2024 vol.77

編集・企画

ふれあいネットワーク



社会福祉法人

熊本市社会福祉協議会

〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4-27
熊本市健康センター新町分室3階
TEL.096-322-2331 FAX.096-359-1800
発行日:令和6年11月1日発行



みなさんの募金が、こまっている誰かの「ありがとう」につながっている。

赤い羽根共同募金



ご協力をよろしくお願ひします
運動期間：令和6年10月1日～12月31日

今年も10月1日より赤い羽根共同募金運動が始まりました。

共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町をよくするしくみ」として全国で取り組まれています。

令和5年度は、市民の皆様のご協力により熊本市内において38,530,134円の募金が集まりました。

本年度は、「支える人を支える募金」をテーマとして、お住まいの自治会単位でご協力いただく戸別募金、各企業よりご協力いただく法人募金、各企業の従業員の皆様のご協力による職域募金、そして、街頭にて協力を呼びかける街頭募金等の運動を展開して参ります。

今年も温かいご支援とご協力をよろしくお願ひいたします。

★令和5年度「赤い羽根」絵画コンクール特選作品★



「赤い羽根くまモンピンバッジ」

500円以上の寄付でご希望の方には、「くまモンピンバッジ」を1個差し上げます。

※詳しい内容は、右の二次元コードよりご覧いただくか、熊本市共同募金委員会(096-247-6215)までお問い合わせください。



ネット募金

下記のQRコードを読み取っていただくと、スマホから募金ができます。



インターネット
寄付

中央区 校区社会福祉協議会行動計画更新への取組み ～ 託麻原校区社会福祉協議会 ～

託麻原校区社会福祉協議会（濱和子会長）において、令和元年度に策定された校区社会福祉協議会行動計画を更新するにあたり、関係団体・関係機関の皆さんからご意見をいただく座談会が開催されました。

令和元年から5年が経過し、現状に即した計画となるよう様々なご意見が出されました。

今回いただいたご意見を基に、令和7年度からの次期計画を策定され、校区社協活動の更なる進展を図られます。



東区 サロン活動の活性化を応援！

東区ふれあい・いきいきサロン研修会&大会に103名が参加し、県立大学で開催されました。

効果的な運営方法や活動継続に役立て、運営者同士が意見交換や交流を行うことを目的に、ふれあい・いきいきサロン運営者などを対象とした研修会&大会を開催。

長嶺1町内・尾ノ上4町内のサロン運営者の方から実践活動、県立大学学生ボランティア「豆乳ヨーグルト」からサロンでeスポーツを取り組む効果について発表が行われました。

参加者からは「いろんなサロンの取り組みを聞いて参考になった」「eスポーツは新しい取り組みで、うちでもやってみよう」という声が多く寄せられました。



西区 令和6年度 高校生サマースクール開催

『福祉の仕事に興味がある』『進路選択の参考にしたい』という高校生を対象に福祉施設や高齢者支援センターの職員から施設やセンターの目的や役割、仕事のやりがい等を学ぶことを目的に、高校生サマースクールを開催しました。

前半は講義、後半は高齢者疑似体験や車椅子体験を行いました。参加者からは『施設やささえりあでは様々な職種の人が連携して働いていることが分かった』『高齢になると視野が狭くなったり筋力がおち体が重く感じる事が理解できた』『車いすに乗っていると怖かったが、声かけしてもらって安心できた』等多くの学びを得ることができ、参加してよかったと好評でした。



南区 ジュニアヘルパー・メッセージカード作成

熊本市社協では中学生が高齢者へ元気を届けるボランティア活動の取り組みを市全体で行っています。地域の高齢者の方々と世代間交流など中学校や民生委員さんの協力を頂いて毎年実施しています。R6年度、南区では託麻中学校・天明中学校の生徒さんに協力を頂き288枚の力作ができました。このメッセージカードは民生委員さんを通じて笑顔と一緒に高齢者へお届けします。

天明中学校1年生作品



託麻中学校1年生作品



北区 『ふくし出前講座』の活動について

北区事務所では、小中学校からの依頼により、「ふくし出前講座」を行っています。

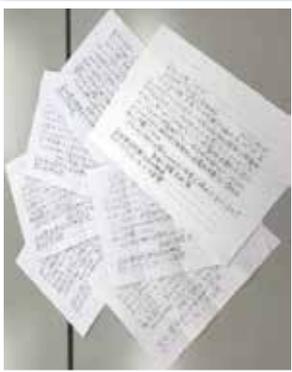
主な体験内容は、「高齢者疑似体験」「車いす体験」「アイマスク体験」等です。

受講をされる児童さんは、この出前講座を通じて、ふくし体験を学ばれますので、講座を行う前には、担任の先生方や協力いただく福祉関係機関と打ち合わせを行っています。

令和6年9月13日に、田原小学校で行った際には、ささえりあ植木、特別養護老人ホームかなんの杜、ケアビレッジ箱根崎の福祉関係機関のご協力をいただいて、「高齢者疑似体験」を実施しました。

疑似体験セットや手袋を用いて不自由さを体験し、児童さんからは、「お年寄りの苦勞が良くわかった。」等との声が聞かれました。

開催日	小学校名	体験内容
5月22日	田底	アイマスク・車いす体験
6月28日	清水	高齢者疑似・アイマスク・車いす体験
7月5日	龍田西	高齢者疑似・アイマスク・車いす体験
9月13日	田原	高齢者疑似体験
9月26日	高平台	高齢者疑似・アイマスク・車いす体験
9月27日	吉松	高齢者疑似体験
10月7日	龍田	高齢者疑似・アイマスク・車いす体験
10月16日	植木	高齢者疑似体験
11月12日	楠	高齢者疑似体験



児童さんからのお礼の手紙



「令和6年度 指定都市社協・民児連連絡協議会」を開催しました

令和6年8月8日（木）、9日（金）の2日間、熊本市において、「令和6年度 指定都市社協・民児連連絡協議会」を開催しました。本市での開催は初めてとなり、全国20の指定都市から社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の代表者が一堂に会し、都市部が抱える共通の福祉課題等について活発な議論を交わしました。

初日は、厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室支援推進官の犬丸智則様にご講演いただき、地域共生社会の実現に向けた国の取り組みや今後の展望について貴重な示唆をいただきました。そして、分科会に分かれ、各地域が抱える課題やその解決に向けた具体的な取り組み事例などが共有され、活気あふれる議論が展開されました。

2日目は、一般社団法人子ども大学くまもと代表理事の宮津航一様より、「生きる力を育む居場所づくり～熊本から発信するメッセージ～」と題し、ご講演いただきました。宮津様は、ご自身の経験を踏まえ、子どもたちの居場所づくりがいかに重要か、そして、そのために地域全体が一体となって取り組むべきこと等について力強く語られました。

本協議会開催にあたり、ご協力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。



分科会の様子



開会式の様子



厚生労働省 犬丸智則様によるご講演



宮津航一様によるご講演

第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画

地域福祉計画は、地域全体の福祉向上のため、行政が策定する包括的な計画で、地域福祉活動計画は、地域住民や民間団体が、地域福祉計画の実現に向けて具体的な活動を行うための計画です。両者は車の両輪のように、地域福祉の推進に不可欠な存在です。

本市においても、第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けた座談会が各区で開催されています。

この座談会で得られた貴重な意見を参考に、「ともに助け合い、誰もがその人らしく健康で安心して暮らせるふくしまちづくり」を進めてまいります。



令和6年度熊本市市民後見人養成講座(第8期)を開催しています

熊本市では、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるように、権利や財産を保護する「成年後見制度」の担い手として、地域住民の視点を活かしたきめ細やかな支援を行う「市民後見人」を養成しています。

市民後見人による後見活動は、地域における支え合いを推進することを目的としています。

※市民後見人とは…親族による後見人（親族後見人）でもなく、弁護士や司法書士などの専門職による後見人（専門職後見人）でもなく、同じ地域に住む一般市民による後見人のことです。家庭裁判所から選任されて、判断能力が十分でない方の日常生活における契約や金銭管理など本人を代理して行います。市民後見人にはご本人の生活に寄り添った市民目線での後見活動を期待されています。

研修期間 毎年7月～11月 全10回（47時間）

- 対象者**
- ①年齢20歳以上の方
 - ②熊本市在住および市外の方で市が認めた方
 - ③原則全10回のカリキュラム全てを受講できる方
 - ④受講終了後、市民後見人に必要な実務経験を得るために、熊本市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業と法人後見事業で活動できる方

主な内容 令和6年7月11日から令和6年11月14日のうち10日間（47時間）

※養成講座開催期間中の申込受付は行っておりません。

↓詳しくはこちら↓



《市民後見人養成講座》 《市民後見人》

令和6年度熊本市市民後見人養成講座（第8期）カリキュラム

	内容
第1回	成年後見制度と市町村の責務、意思決定支援の基礎
第2回	財産法・家族法、任意後見と法定後見、家庭裁判所の実際
第3回	高齢者・認知症の理解※認知症サポーター、高齢者施策・介護保険制度、日常生活自立支援事業の概要と実務
第4回	障がい者の理解※障がい者サポーター、障がい者施策・障害者総合支援法、生活保護法
第5回	対人援助の基礎、成年後見等就任当初の業務
第6回	後見人等の就任中の業務（財産管理）
第7回	後見人等の就任中の業務（身上保護）
第8回	後見人等の終了の業務、後見活動の実際
第9回	事例報告と検討（説明）、事例報告と検討
第10回	グループワーク（まとめ）

★講師は弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職のほか、行政職員など後見業務に携わる方々です。

費用 無料（テキスト代別途必要）

研修会場 熊本市健康センター新町分室 2階多目的室 等（熊本市中央区新町2丁目4-27）

募集定員 30名（応募者多数の場合は書類選考となります）

令和7年度（第9期）受講生については令和7年5月より募集を行う予定です。ご参加お待ちしております。

《市民後見人養成講座を受講した動機を教えてください！》



Aさん
本人と同じ地域で暮らす生活者としての感覚を持ち、きめ細やかな支援の提供ができる市民後見人は、本人と同じ目線で寄り添い、「本当に必要なものは何なのか一緒に考えていけるのではないか」と思い申し込みました。

Bさん
困らている人がいてその方々に寄り添い、その方の尊厳を守ってお手伝いが少しでもできるならば頑張ってみようと思います。



Cさん
デジタル化が進み、他人の生活に介入する機会が減った現代では、手を差し伸べ、見守るという行為が縁遠くなっていくと思われます。そのような中で、地域に密着した市民後見人はこれからの社会には必要となり、私は市民後見人として地域の方々を守れるよう学んでいきたいと思っています。



《市民後見人を目指して活動されている方にお話を聞いてみました！》



Hさん
私はある方から成年後見制度についてお話を聞いたのをきっかけに、少しでも周りの方のお力になればと思い、市民後見人養成講座を受講しました。現在は市民後見人を目指し、熊本市社会福祉協議会で法人後見協力員として活動することを生きがいとしています。特に、ご本人の笑顔が見られた時やたくさんお話が出来た時は大変嬉しく思います。これからもご本人の気持ちに寄り添いながら活動していきたいと思っています。

成年後見制度って何だろう!?

～熊本市成年後見支援センターにご相談ください～



成年後見制度とは?

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力に課題を抱える方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自らこれらのことをするのが難しい場合があります。また、ご自分に不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまうなど悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このように判断能力に課題を抱える方の権利や財産を守るために法的な支援者を選び、本人の意思を尊重し支援するのが成年後見制度です。



学びの秋

親族後見人向け研修会開催（令和6年9月27日）

親族の後見人等として活動している方、これから親族後見人になる方としての方を対象として制度理解や実務について知識を養うことを目的に研修会を開催しました。会場とオンラインで一般（計6名）と相談支援機関・行政機関（計7名）が参加され、熊本家庭裁判所書記官の講義を熱心に聞かれていました。

成年後見支援センターでは、制度の利用を考えているがどのように進めてよいか分からない、将来に備えて支援者を決めておきたいなど制度に関する相談をはじめ親族後見人の方の相談もお受けしております。お気軽にお電話ください。

〈お問合せ〉熊本市成年後見支援センター

〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター新町分室3階

（熊本市社会福祉協議会 生活支援部 総合相談センター内）

〈開設日〉月曜日～金曜日（祝日、年末年始は休み）9時～16時まで

TEL 096-245-8455 FAX 096-327-5366 mail : kouken-c@kumamoto-city-csw.or.jp



高等学校、大学等の進学を応援します

～教育支援資金制度のご案内～

○対象世帯：熊本市内に居住している低所得世帯

○対象校：学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学等

《教育支援資金の概要》

資金種類	就学支度費	教育支援費
限度額	50万円以内	①高校 月額3.5万円以内 ②高専・短大等 月額6.0万円以内 ③大学 月額6.5万円以内 ※必要と認められる場合1.5倍まで
対象経費	入学時に必要な経費（一括払いのもの） ※入学金、教材費、制服代、引越代等	就学に必要な経費（分割払いのもの） ※授業料、定期代、寮費・家賃等
貸付方法	一括	6ヶ月ごと（原則4月・10月）
受付期間	3月上旬まで	通年
償還期限	償還開始月から20年以内（卒業の4ヶ月後から償還開始）	
利子	無利子（ただし、償還期限を過ぎた場合は残金に対して年3.0%）	

※①受験校が決まった段階から申請可能で、合格後に資金の振込みが行われます

※②奨学金や育英資金の決定後、貸付金の一部を返金する必要があります

※③自己破産等の手続中や、生活福祉資金等の滞納等がある場合は申込みできません

相談・問い合わせは、総合相談・貸付班 または 各区事務所まで



令和7年度 いきいき市民福祉基金助成事業のご案内

❖ 助成金について

民間団体等が実施する自主的な福祉活動のうち、新たに始める事業またはすでに実施している事業を拡充することにより新たな効果が期待できるもので、次に掲げる事業に対して助成を行います。

❖ 対象事業

①在宅福祉の充実に寄与する事業 例) 高齢者・子育てサロン拡充のための備品購入
②高齢者の保健福祉の増進に寄与する事業 例) 老人クラブにおける介護予防に向けた各種取り組みのための用具購入
③障がい者の社会参加と自立促進に寄与する事業 例) 各種障がい・難病の理解を目的としたワークショップ・研修会の開催
④ボランティア活動の促進に寄与する事業 例) 民生委員児童委員活動 PRのための用具(のぼり旗・エプロン等)購入
⑤児童福祉の向上に寄与する事業 例) 中・高校生、青年交流レクリエーション行事の開催、子ども食堂の備品購入
⑥その他、地域福祉の推進に寄与する事業 例) 自治会における自主防災活動のための備品購入

❖ 助成金額

事業に直接必要な対象経費の4分の3以内の額で、1件につき**30万円を限度**とします。
ただし、**備品等の購入を目的とする場合**の助成額は、**10万円を限度**とします。
※千円未満の端数は切り捨てとなります

❖ 申請書受付期間

9月1日から1月31日まで



❖ 問い合わせ先

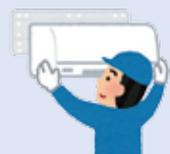
熊本市社会福祉協議会 総務課 TEL: 096-322-2331 (平日8:30~17:15)
~詳細は右記 QR コードをご覧ください。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください~



❖ 令和5年度 いきいき市民福祉基金助成決定団体

No	申請団体	事業名	内容
1	中緑校区社会福祉協議会	いきいき百歳体操	テレビ、椅子等備品購入
2	飽田東校区第5町内自治会	砂原ふれあい・いきいきサロン事業	空気清浄機購入
3	杉上校区第5町内自治会	平野サロン百歳体操事業	プロジェクター等備品購入
4	杉上校区第8町内自治会	薈町いきいきサロン事業	輪投げセット等備品購入
5	富合校区第21町内自治会	いきいき碓江サロン事業	プロジェクター等備品購入
6	日吉東校区第2町内老人クラブ	いきいきサロン百歳体操事業	テーブル購入
7	健軍東校区民生委員児童委員協議会	子育てサークル事業	プロジェクター、マット等備品購入
8	白坪校区第8町内老人クラブ	スポーツ吹矢事業	吹き矢用具一式等備品購入
9	城西校区第4町内老人クラブ	グラウンドゴルフ事業	グラウンドゴルフセット一式購入
10	YOKA FC	スポーツを通しての仲間づくり事業	ボール、タープ等備品購入
11	碩台校区民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会活動 PR 事業	活動用ベスト購入

エアコン設置サポート事業



対象世帯

熊本市に在住で、高齢、障がいや持病等により体温の調整機能に配慮が必要な方を対象に熱中症事故等を防ぐために、新品のエアコン(6畳用)の設置を行います。

次の①~④のすべてに該当する方

- ①熊本市で在宅での生活を送っている方
- ②現にエアコンを所持していない方、あるいは故障し、付け替えを検討している方
- ③令和6年10月1日時点で高齢、障がい、持病等により体温の調整機能への配慮が必要な方
- ④令和6年度住民税非課税の方と住民税均等割のみ課税の方のみで構成される世帯

申請期間

令和6年12月2日(月)
~令和7年1月31日(金)

設置台数

130台

※台数の上限になれば受付を終了させていただきます。



詳細について

(お問い合わせ) 総合相談・貸付班 TEL: 096-288-2742

令和6年度熊本市災害ボランティアセンター設置運営訓練

令和6年度 熊本市災害ボランティアセンター設置運営訓練を令和6年7月27日（土）熊本大学工学部百周年記念会館を会場に実施しました。3大学（熊本大学、熊本県立大学、熊本保健科学大学）の学生、関係機関・県内の市町社協と多くの協力をいただき、酷暑のなか総勢250名の参加がありました。

熊本地震から8年が経過し、改めて震災当時の原点に立ち返る意味を含めて、今回は実践型の設置訓練としました。そして、災害ボランティアセンターの意義と役割について理解と関心を深めるとともに、平常時からの備えや連携の必要性を改めて感じ、今後に活かして参りたいと思います。



善意のご紹介

ご寄付ありがとうございました。



一般寄付（令和6年4月1日～令和6年9月30日）

●脇山 正美 様 ●NPO 法人 K I プロジェクト 様 ●山根 敏明 様 ●下田 貴子 様 ●高木社会保険労務士事務所 様

香典返しの寄付（令和6年4月1日～令和6年9月30日）

●中央区 平井 謙五 様 永野 誠子 様

●南区 後藤 明子 様 下村 康子・英史 様

●東区 山内 勇一 様 故)田上 安人 様
宮原 栄志 様 筒井 雅子 様

●北区 故)中尾トキ子 様 笹田 英介 様

●西区 宮本 博史 様 清田 豊 様
故)後藤 昌三 様 楯 幸子 様

招待寄付

●熊本東急会 様（音楽鑑賞 チケット）



社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

http://www.kumamoto-city-csw.or.jp
E-mail info@kumamoto-city-csw.or.jp

●本所 〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4-27
 ■総務部総務課 TEL:096-322-2331 FAX:096-359-1800
 ◇日赤・共募事務局 TEL:096-247-6215 FAX:096-359-1800
 ■地域福祉部地域福祉推進課
 □地域福祉推進班
 □ボランティアセンター TEL:096-288-2748 FAX:096-359-1800
 ■生活支援部総合相談センター
 □権利擁護班 TEL:096-247-7720 FAX:096-327-5366
 □熊本市成年後見支援センター TEL:096-245-8455 FAX:096-327-5366
 □総合相談・貸付班 TEL:096-288-2742 FAX:096-359-1800
 □コロナ特例貸付相談支援センター
 〒860-0004 熊本市中央区新町1丁目6-13
 TEL:096-247-6765 FAX:096-247-6596

■中央区事務所 〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4-27
 TEL:096-288-5081 FAX:096-359-1880
 ■東区事務所 〒861-2104 熊本市東区秋津3丁目15-1
 TEL:096-282-8379 FAX:096-282-8389
 ■西区事務所 〒861-5287 熊本市西区小島2丁目7-1
 TEL:096-288-5817 FAX:096-288-5917
 ■南区事務所 〒861-4202 熊本市南区城南町宮地1050
 TEL:0964-28-7030 FAX:0964-28-8750
 ■北区事務所 〒861-0136 熊本市北区植木町岩野238-1
 TEL:096-272-1141 FAX:096-215-3909
 ■養護老人ホーム愉和荘 〒861-0115 熊本市北区植木町米塚105
 TEL:096-274-6049 FAX:096-274-6522
 ■介護保険事業所 〒861-0136 熊本市北区植木町岩野238-1
 TEL:096-215-3900 FAX:096-215-3909